

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先 法人名称	名目・趣旨等	交付又は 支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一 口当たりの金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は 支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分
産業環境管理協会	受講料及びテキスト代 (公害防止管理者)	113,610 (24年度第4四半期までの 支出累計額:258,320)		1/16,1/25,2/13		特例社団法人	国所管
田附興風会 北野病院	公務災害に係る療養補償	5,014 (24年度第4四半期までの 支出累計額:126,326)		1/25,2/22		公益財団法人	国所管
日本監査役協会	研修参加費	7,000 (24年度第4四半期までの 支出累計額:114,000)		1/16		公益社団法人	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。